

「徳島県自殺対策基本計画（いのちを守る自殺対策総合計画）」 （第3期）（素案）について

1 計画改定の趣旨

「自殺対策基本法」に基づく都道府県計画である現計画（2期）の計画期間が今年度末までとなっており、見直しの時期を迎えることから、令和6年度から令和10年度の5年間の「第3期」に向け、計画を改定する。

2 基本理念

すべての人のいのちを守る“生き心地のよい徳島”の実現

3 基本目標等

【基本目標】社会全体で一人ひとりのいのちを守り「自殺者ゼロ」を目指す

【数値目標】令和10年まで自殺死亡率を13.0以下で維持する

※自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺者数

4 主な施策

- ①啓発と実践の両輪による対策の推進
- ②地域や家庭、職場でのいのちを守る環境づくり
- ③子ども・若者のいのちを守る対策の推進
- ④手厚いケアを必要とされる方への支援強化
- ⑤関係機関や民間団体との連携・協働